

平成27年度 第2回守谷市総合教育会議 議事録

1 日 時 平成28年2月25日(木) 午後4時から

2 場 所 守谷市役所議会棟3階第3委員会室

3 出席者

〔構成員〕	守谷市長	会田 真一
	守谷市教育委員会	
	教育長	後藤 光良
	教育長職務代理者	高山 博
	委 員	鮎川 清勝
	委 員	山本 キヨ
	委 員	前山 文栄
〔事務局〕	教育部長	豊谷 如秀
	教育部次長	山崎 浩行
		ほか担当職員2名
〔傍聴者〕	1名	

4 議 題 (1) 教育に関する大綱の策定について

5 議事の経過

(教育部次長)

只今から、「第2回守谷市総合教育会議」を開催いたします。

総合教育会議は、法律により会議の成立要件について特段の定めはございませんが、構成員であります市長と教育委員会の出席で成立するものと解釈されます。

本日、構成員全員出席であることを、ご報告いたします。

開会に当たりまして、会田市長からご挨拶をお願いします。

(会田市長)

本日は、お忙しい中、第2回守谷市総合教育会議にご出席いただき、ありがとうございます。

また、日頃より守谷市の教育行政にご尽力をいただいております、厚く御礼申し上げます。

ご承知のとおり、この総合教育会議は、教育条件整備に関する施策や、地域の実情に応じた教育等の振興を図るために重点的に講ずるべき施策

について、市長と教育委員会が協議、調整を行う場として位置付けられております。

守谷市では、昨年の５月１５日に第１回を開催し、守谷市総合教育会議の運営について協議をさせていただきました。また、意見交換を行い、教育委員の皆様の教育に対する思いや、学校の状況、児童生徒の活躍についてお聞きし、平素からのご尽力に感謝するとともに、相互の理解が深まった、大変意義のある会議であったと思っております。

今後、本市では「第二次総合計画後期基本計画」、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づき、その計画を推進していくことになります。

本日は、教育に関する大綱について協議していただくわけですが、この計画を踏まえた大綱となるよう、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の目標や根本となる方針について、教育委員の皆様と十分な協議を行いたいと考えております。

今までも、教育委員会とは密に連携を取り合い、教育行政を進めてきたものと認識をいたしておりますが、総合教育会議を通じて、より一層、皆様方と連携を深め、守谷市の教育の更なる充実に向け取り組んで行きたいと思っております。

何より大切なのは教育であり、人づくりがまちづくりと考えております。私どもとしても教育を最優先で進めていきたいと思っておりますのでよろしくをお願いしたいと思っております。

(教育部次長)

ありがとうございました。次に、後藤教育長からご挨拶をお願いします。

(後藤教育長)

昨年４月から、守谷市は新たな教育委員会制度としてスタートしたところです。５月には第１回の総合教育会議が開催され、より一層、市長との連携を密にして、教育行政を推進していくこととなりました。

今までも教育に関しては、市長から支援、協力を頂き進めてまいりました。本年度は、全教室に電子黒板を導入いただいたことにより、子どもたちの活動が活発化しており、感謝いたしているところです。

教育委員の皆様の意見を直接、市長に聞いていただき、市政に教育行政を打ち出していただければありがたいと考えています。

(教育部次長)

ありがとうございました。

本日の日程ですが、「協議・調整事項」として、教育に関する大綱の策定について、調整をお願いしたいと思います。

また、その他として、自由な意見交換をお願いしたいと思います。

それでは、協議・調整事項に入りたいと思います。ここからは、守谷市総合教育会議運営要綱第3条第5項の規定により、市長に議事進行をお願いしたいと思います。

(会田市長)

それでは、協議・調整事項の「教育に関する大綱の策定について」を議題といたします。

皆様もご承知のとおり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律が改正され、地方公共団体の長が、教育、学術及び文化の振興に関する大綱を定めることとなりました。

これは、教育行政と一般行政の密接な連携が必要であることから、地方公共団体の長が、大綱を策定することで、住民の意向をより一層反映させた、教育の振興の推進を図るということが目的とされています。

教育に関する大綱の策定は、改正法の大きな柱の一つとして、位置付けられるものですので、十分な協議・調整を行い決定したいと思います。

それでは、「教育に関する大綱の概要について」事務局から説明をお願いします。

(教育部次長)

それでは、「教育に関する大綱の概要について」ご説明いたします。

資料の1ページをご覧ください。

教育に関する大綱策定の背景と趣旨について説明いたします。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が施行され、改正法第1条の3により、教育基本法第17条第1項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めるものとされました。

参酌する対象は、3ページにあります国の教育振興基本計画の第1部及び第2部の成果目標の部分となります。

大綱を策定する背景として、教育行政と一般行政の密接な連携が必要となってきたことが挙げられます。市長に大綱の策定を義務付けることで、住民の意向をより一層反映させた教育の振興を図ることを目的としているものです。

次に、教育に関する大綱策定の考え方について説明いたします。

大綱の定義ですが、大綱は、教育の他、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定めるものとされていることから、詳細な施策については策定する必要はないということになります。

また、教育の他、学術や文化、スポーツも対象となりますが、必ずしも

網羅的に記載する必要はないとされています。

大綱の策定期限及び対象期間についてですが、策定期限及び対象期間については、特に定められてはいません。

ただし、法律が平成27年4月1日に施行されたため、これ以降できるだけ速やかに策定することが必要であると考えられます。

また、国では対象期間について、地方公共団体の長の任期が4年であることや、国の教育振興基本計画の対象期間が5年であることに鑑み、4～5年程度を想定しています。

続いて、大綱の記載事項についてですが、大綱の主たる記載事項は、地方公共団体の判断に委ねられていますが、国では主として、学校の耐震化、学校の統廃合、少人数教育の推進、総合的な放課後対策、幼稚園・保育園・認定こども園を通じた幼児教育・保育の充実等、予算や条例提案等の市長の有する権限に係る事項についての目標や根本となる方針等を想定しています。

続いて、大綱の尊重義務について説明いたします。市長が教育委員会と調整がついた事項を大綱に記載した場合には、双方に尊重義務が生じることになります。

これにより、市長と教育委員会は、大綱の下、それぞれの事務を管理・執行していくこととなり、守谷市としての教育政策に関する方向性が明確化されるとされています。

尊重義務とは、その方向性に向けて努力することであり、事務執行を行ったが、結果として大綱に定めた目標を達成できなかった場合でも、尊重義務違反には該当しないとされています。

最後に「大綱」と「教育振興基本計画」及び「その他の計画」との関係について説明いたします。

大綱の策定に当たっては、新たに策定するのではなく、教育基本法に規定する教育基本計画、その他計画に教育の振興に関する目標や施策の方針が示されている場合には、それを大綱に代えることが可能となっています。

本市では、教育基本法で努力規定とされている教育振興基本計画は策定していませんが、市の最上位計画である第二次総合計画後期基本計画には教育、文化に関する基本的な理念や基本目標、施策の体系、基本方向性が示されています。

教育文化の分野の部分が、大綱に該当すると位置付けることができると考えられます。

市長が総合教育会議において教育委員会と協議・調整し、総合計画をもって大綱に代えると判断した場合には、別途大綱を策定する必要はないと

いうことになります。

(会田市長)

ただいま、教育に関する大綱の概要について説明がありました。

事務局からの説明があったとおり、既存計画を定めている場合には、その中の目標や施策の根本となる方針の部分が、大綱に該当すると判断した場合には、その計画をもって大綱とすることができるということであります。

平成28年度からは、総合計画の後期基本計画に基づき、施策を推進していくことになります。

総合計画後期基本計画の教育文化の分野には、市の実情に応じた教育振興のための施策に関する基本的な計画が示されており、教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱と位置付けることに、ふさわしいと考えております。

守谷市の教育体系については、5ページに示させていただいています。市の教育行政は、総合計画の政策目標、施策目標に基づき、守谷市の教育目標を掲げ施策を実施している現状もあり、教育振興の推進の継続性を保つ点からも、総合計画をもって大綱とし、対象期間については、後期基本計画期間である平成28年度から平成33年度とし、提案させていただきたいと思います。

皆様から、ご意見を願います。

(後藤教育長)

これまで、市長と教育委員会は連携し調整しながら進めてきた経緯があります。その根本となるのが、総合計画であることを考えると教育委員会としても、これをもって大綱に代えることが好ましいと捉えています。

(会田市長)

総合計画後期基本計画の教育文化の分野に、教育振興のための施策に関する基本的な計画を示し、新たに大綱を策定するのではなく、この計画をもって大綱とすることにしたいと思います。

—全員異議なし—

(会田市長)

総合教育会議での協議・調整に基づいた守谷市の教育に関する大綱とさせていただきます。市民の方に公表をさせていただきたいと思います。

それでは、その他に移りたいと思います。

教育委員の皆様から何かご意見や報告事項等があればお願いいたします。

<意見交換>

主な意見・報告

- 文化財を活用した学校教育について
- 青少年読書感想文全国コンクール入選者について
- 成人式典について
- Uターンについて
- 反社会勢力の排除について

(会田市長)

ほかに無いようでしたら、協議を終了させていただきます。

(教育部次長)

以上で、第2回総合教育会議を閉会といたします。

午後4時45分 閉会